

# 監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法第 11 条第 4 項及び国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項に基づき、国立大学法人広島大学の平成 16 年 4 月 1 日（平成 15 年 10 月 1 日）までの第 1 期事業年度の業務及び財務（貸借対当表、貸借対当表附随事項、利益の処分に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人業務実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）、事業報告書、決算報告書について監査を行った結果、本監査報告書を作成し以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査方法の概要

監事は、一般に認められた監査手続きに従い、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く。以下同じ。）等から事業の報告を聴取し、重要な決算書類等を閲覧し、本部、研究科、学部、病院及びその他主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、会計監査人から報告、説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。

## 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 事業報告書は、国立大学法人広島大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 役員職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは規程に違反する重大な事実は認められません。